平成２８年（フ）第１０８２号
さいたま市南区南浦和１丁目３番５号　カーサ南浦和203、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町内宿台４丁目203番地　ＲＵＲＡＬ　ＬＩＦＥＴＩ　Ｂ201
債務者　中村　麻子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２４号
埼玉県新座市新堀２丁目10番23号　パールマンション102号室
債務者　佐藤　祐司
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４４号
埼玉県川口市東川口２丁目19番12―106号　クオラフィラーレ東川口
債務者　片野　由可（旧姓片柳）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８５号
埼玉県戸田市本町４丁目14番25―301号、旧住所東京都国立市北２丁目６番の29　サンライト国立203
債務者　久保田剛司
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９０号
埼玉県加須市久下３丁目６番地４　プラザノモトＡ―201
債務者　立石　明美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６２号
埼玉県三郷市天神１丁目89番地16
債務者　市川　麻美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４９７号
埼玉県春日部市豊町２丁目８番地５　スウィートＡ202
債務者　熊崎　　光
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５０２号
埼玉県越谷市大沢３丁目26番32号　ハイツ神田201号
債務者　今井　里松
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
新潟県柏崎市東本町１丁目６番２号
債務者　甫仮　　清
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
新潟県長岡市浦6419番地、申立時の住所新潟県長岡市浦4766番地３
債務者　関　　紀仁
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
愛知県岡崎市洞町字向山43番地１
債務者　井口美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
堺市南区三原台３丁１番16―307号、前住所堺市中区上之669番地１
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３９号
堺市南区鴨谷台１丁44番15―106号
債務者　新屋さおり
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
岡山県総社市真壁1300番地１　セジュール真壁105号
債務者　濱田真利子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2516番地12
債務者　古畑　優佳
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３４３号
札幌市西区発寒４条５丁目２番16号　シンケイハイツ202号
債務者　神田　潤一
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３９号
札幌市白石区平和通11丁目北４番５号　第22大成コーポ102号
債務者　杉原　雅人
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで札幌地方裁判所民事第４部